

## 岩内・共和・泊・神恵内地域産業活性化協議会規約

### (目的)

第1条 この協議会は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第5項の規定による同意を得た基本計画（以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議を行うことにより、当該地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化のために当該地域の地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取り組みに寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 前条の協議会は、岩内・共和・泊・神恵内地域産業活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (設置)

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員として設置する。

- (1) 岩内町、共和町、泊村、神恵内村
- (2) 北海道
- (3) 岩内商工会議所、共和町商工会、泊村商工会、神恵内村商工会
- (4) 北海道立食品加工研究センター
- (5) 国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人室蘭工業大学

2 前項のほか、会長はその都度必要と認める者を協議会に参加させることができる。

### (事務)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に関する協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関することを行うこと。

### (役員)

第5条 協議会を代表し、会務を総理するため、協議会に会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した者に、その職務を代理させる。

(任期)

第6条 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による会長の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(運営)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 委員が出席できない場合は、委員の指名する者が委員を代理することができる。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

6 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

7 会長は必要に応じ専門部会を設けることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、岩内町役場内に事務局を置く。

(協議会の解散)

第9条 協議会は、基本計画並びに同意基本計画の終了時に解散とする。

2 前項以外の協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他の必要事項)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成22年1月21日から施行する。